

報道各位

新潟市福祉部福祉監査課

社会福祉法人に対する特別監査の結果について

このことについて、下記のとおり社会福祉法第 56 条第 1 項に基づく特別監査を実施し、社会福祉法人に対する改善勧告を行いました。

記

1. 法人概要

法 人 名：社会福祉法人 緑花会

所 在 地：新潟市秋葉区横川浜 4045 番地

事業の種類：通所介護（定員 40 人）、居宅介護支援

2. 特別監査の実施

(1) 実施期間 令和 6 年 6 月 18 日～12 月 17 日

(2) 改善勧告日 令和 6 年 12 月 17 日

(3) 改善結果報告日 1 回目：令和 7 年 4 月 14 日 2 回目：令和 7 年 7 月 24 日

3. 特別監査の結果【改善勧告】

No.	判明した主な事項	主な改善勧告
(1)	前理事長による現金着服及び不適切な経費の支出 ○平成 22 年度から、実体のない給食材料費を架空計上し、128 件 15,899,117 円の現金を着服した。 ○クレジットカード払いと現金払いの二重計上により、14 件 300,582 円の現金を着服した。 ○ゴルフ費用や私的な飲食費、法人業務に用いない自家用車の燃料費等を法人会計から支出した。 ○通信販売で法人名義のクレジットカードを使い、私物を購入した。	・着服及び不適切に支出された金額を法人で精査し、適正な金額を確実な方法で前理事長に返還させること。
(2)	理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の就任手続きの不備 ○理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（以下「役員会等」という。）が未開催で、就任に必要な決議がなかった。 ○承諾を得ていない評議員の選任、役員等の就任承諾書の偽造、未徴取があり、印鑑を法人本部で管理し使用していた。	・役員等の就任にあたり、就任承諾書、履歴書、誓約書等必要な書類を全員から徴取すること。 ・定款及び諸規定に基づき、役員会等で就任の決議を得ること。

(3)	役員会等の未開催 ○前理事長の就任以前から長期間にわたり役員会等が未開催で、議事録を前理事長が偽造していた。 ○役員等が前理事長の職務執行の監督、役員会等の招集請求をしていなかった。 ○前理事長が役員会等の決議を得ずに予算、決算の承認、金融機関からの借入れ等を行ったほか、独断で職員給与を改定していた。	・法令及び定款等に則り、役員会等を確実に開催すること。 ・議事録は速やかに作成し、複数の署名人が内容を確認すること。
(4)	監事監査の未実施 ○令和２年度以降の監事監査が未実施で、前理事長が報告書を偽造していた。 ○調査権限があり、理事長の行いを正すべき監事が職責を果たしていなかった。	・今般の事案に関して緊急に監事監査を実施し、結果を役員会等に報告すること。 ・令和５年度決算の監事監査報告書を速やかにまとめること。
(5)	不十分な経理体制 ○会計の決裁権を持つ前理事長が単独で経理処理を行える体制で、他者が証憑書類を確認することもなく、法人内に不適切な支出に対するチェック体制が欠如していた。	・実務担当者の配置又は外部委託等による経理体制の強化、チェック機能の強化及び牽制が働く体制とし、不正防止対策を講じること。
(6)	法令遵守体制及び内部牽制の不備 ○法令遵守責任者であった前理事長自身が法令違反を行っていた。 ○長期間にわたり、役員、従業員が不適切な支出に気付かないだけでなく、役員会等の未開催を放任する組織風土であった。	・法令遵守体制の再構築、全従業員の研修の実施等、実効性がある取り組みを行うこと。 ・不正の原因究明及び経緯の調査を行い、再発防止策の策定と実施を着実にすること。

【問い合わせ先】

福祉部福祉監査課 佐藤
電話：025 - 226 - 1182